

## 新潟市公害防止施設資金利子補給金交付要綱

### (利子補給)

第1条 市は、新潟市公害防止施設資金貸付要綱（以下「貸付要綱」という。）の規定に基づき、公害を防止するための施設の整備又は工場若しくは事業場の移転に要する資金及び飛散を防止するため、吹付けアスベスト又は飛散性アスベスト建材（以下「吹付けアスベスト等」という。）の除去、封じ込め、囲い込み又は廃棄物の処分（以下「除去等」という。）に要する資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けた者に対し、当該貸付に係る負担利子の一部に充てるため、予算の範囲内において、この要綱の規定に基づき、利子補給金を交付する。

### (利子補給を受けることができる者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、貸付要綱の規定を遵守するほか、資金の貸付けを行なった金融機関（以下「取扱金融機関」という。）との約定による返済計画に基づき、元金又は利子を期限までに金融機関に返済し、又は支払った者とする。

### (利子補給の方法)

第3条 利子補給金は、資金の貸付けを受けた者が毎年3月1日から翌年2月末日までの期間内に取扱金融機関に支払った貸付要綱の規定に基づく貸付金の利子に対して、3月末日までに交付するものとし、その利子補給率は、次の範囲内で市長が決定する。

- (1) 平成27年1月1日以後に貸付けを受けたもの 年1.2パーセント
- (2) 平成23年1月1日から平成27年10月31日までの間に貸付を受けたもの 年1.4パーセント
- (3) 平成19年8月1日から平成22年12月31日までの間に貸付を受けたもの 年1.5パーセント
- (4) 平成13年6月18日から平成19年7月31日までの間に貸付を受けたもの 年1.4パーセント
- (5) 平成9年4月1日から平成13年6月17日までの間に貸付けを受けたもの 年1.5パーセント

- (6) 平成7年9月11日から平成9年3月31日までの間に貸付けを受けたもの  
年1. 8パーセント
- (7) 平成7年6月1日から平成7年9月10日までの間に貸付けを受けたもの  
年1. 9パーセント
- (8) 平成6年1月4日から平成7年5月31日までの間に貸付けを受けたもの  
年2. 2パーセント
- (9) 平成5年10月1日から平成6年1月3日までの間に貸付けを受けたもの  
年2. 3パーセント
- (10) 平成5年7月1日から平成5年9月30日までの間に貸付けを受けたもの  
年2. 5パーセント
- (11) 平成5年4月1日から平成5年6月30日までの間に貸付けを受けたもの  
年2. 3パーセント
- (12) 平成4年11月19日から平成5年3月31日までの間に貸付けを受けたもの  
年2. 5パーセント
- (13) 平成4年4月1日から平成4年11月18日までの間に貸付けを受けたもの  
年2. 7パーセント
- (14) 平成3年11月15日から平成4年3月31日までの間に貸付けを受けたもの  
年3. 1パーセント
- (15) 平成3年4月1日から平成3年11月14日までの間に貸付けを受けたもの  
年3. 3パーセント
- (16) 平成2年10月22日から平成3年3月31日までの間に貸付けを受けたもの  
年3. 7パーセント
- (17) 平成2年4月1日から平成2年10月21日までの間に貸付けを受けたもの  
年3. 3パーセント
- (18) 平成2年1月4日から平成2年3月31日までの間に貸付けを受けたもの  
年2. 9パーセント

(19)昭和63年4月1日から平成2年1月3日までの間に貸付けを受けたもの

年2.5パーセント

(20)昭和62年7月1日から昭和63年3月31日までの間に貸付けを受けたもの

年2.4パーセント

(21)昭和62年4月1日から昭和62年6月30日までの間に貸付けを受けたもの

年2.7パーセント

(22)昭和61年8月1日から昭和62年3月31日までの間に貸付けを受けたもの

年2.9パーセント

(23)昭和61年5月10日から昭和61年7月30日までの間に貸付けを受けたもの

年3.1パーセント

(24)昭和55年4月1日から昭和61年5月9日までの間に貸付けを受けたもの

年3.4パーセント

(利子補給の期間)

第4条 利子補給金の交付をする期間は、取扱金融機関との約定による資金の貸付期間内とする。

2 貸付要綱第15条の規定により資金を貸し付けた場合の利子補給の期間は、前項の規定にかかわらず5年以内とする。

(利子補給金の交付の申請)

第5条 利子補給金の交付の申請は、公害防止施設資金利子補給金交付申請書（別記様式第1号）に公害防止施設資金利子支払証明書（別記様式第2号）を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の申請書は、毎年3月1日から翌年2月末日までに係るものについて、3月10日までに提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定等)

第6条 市長は、利子補給金の交付の申請があったときは、その内容の調査を行ない、利子補給金を交付するかどうかを決定し、その結果を、公害防止施設資金利子補給金交付（不

交付) 決定通知書(別記様式第3号)により, 当該申請者に通知するものとする。

(利子補給金の不交付)

第7条 資金の貸付けを受けた者がこの要綱又は貸付要綱に違反したときは, その違反に係る貸付金については利子補給金を交付しないものとする。この場合において利子補給金を交付しているときは, 市長は, その全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか, 必要な事項は, そのつど市長が定める。

附 則

(施行月日)

この要綱は, 昭和45年10月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

1 この要綱は, 昭和54年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金利子補給金交付要綱第3条の規定は, 昭和54年4月1日以後に貸し付けた資金について適用し, 昭和54年3月31日以前に貸し付けた資金については, なお従前の例による。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

この要綱は, 昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

この要綱は, 昭和56年5月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

この要綱は, 昭和61年5月10日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成2年1月4日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成2年10月22日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成3年11月15日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成4年11月19日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成6年1月4日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成7年9月11日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成13年6月18日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成17年12月22日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金利子補給金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に資金の貸付を受けた者について適用し、同日前に資金の貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

新潟市公害防止施設資金利子補給金交付申請書

利子補給金交付申請額		金 円			
借 入 内 容	取扱金融機関名				
	借入金額	金 円			
	利率	%			
	借入期間	年 月 日から 月据え置き 年 月返済			
	返済方法				
	利子支払額	金 円			
振替先金融機関		銀行	支店	預金種別	
		口座番号			
		フリガナ			
		口座名義			
その他					

年 月 日に貸付けを受けた新潟市公害防止施設資金について、上記のとおり平成 年度分の利子補給金交付の申請をします。

年 月 日

住 所  
氏名・商号・名称  
代表者名（事業者）

印

（あて先）新潟市長



別記様式第2号（第5条関係）

公害防止施設資金利子支払証明書

元 金 返 済 額	金 円
利 子 支 払 額	金 円
添 付 書 類	利子支払額計算表
そ の 他	

年 月 日に貸付けを受けた新潟市公害防止施設資金について、  
年 月 日から 年 月 日までに支払った利子の額は上記のと  
おりであることを証明願います。

年 月 日

住 所  
氏名・商号・名称  
代 表 者（事業者） 印

様

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

取扱金融機関

印

別記様式第3号（第6条関係）

新潟市公害防止施設資金利子補給金  
交付（不交付）決定通知書

利子補給交付決定額		金 円
(不交付決定理由)		
借入 内容	取扱金融機関名	
	借入金額	金 円
	利率	%
	借入期間	
	返済方法	元金均等返済
	利子支払額	金 円
交付条件		
その他		

年 月 日に申請のあった新潟市公害防止施設資金利子補給金について、上記のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

年 月 日

新潟市長

住 所  
氏名・商号・名称  
代表者名（事業者）

様

